9.9 温室効果ガス

9.9.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.9-1に示すとおりである。

表 9.9-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①原単位等の把握 ②対策の実施状況 ③地域内のエネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器 等の状況 ⑤東京都等の計画等の状況 ⑥法令等による基準等	事業の実施に伴い温室効果ガスの排出量及びその 削減の影響が考えられることから、左記の事項に係 る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

1) 原単位等の把握

調査は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.0」(平成 27 年 5 月 環境省・経済産業省)、「建築物エネルギー消費量調査報告[第 37 報]」(平成 27 年 4 月 (一社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会)の既存資料等の整理によった。

2) 対策の実施状況

調査は、関連施設へのヒヤリング調査によった。

3) 地域内のエネルギー資源の状況

調査は、東京都の既存資料の整理によった。

4) 温室効果ガスを使用する設備機器等の状況

調査は、事業計画の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都建築物環境配慮指針」(平成 21 年 9 月 東京都)、「東京都地球温暖化対策 指針」(平成 26 年 4 月 東京都)、「東京都気候変動対策方針」(平成 19 年 6 月 東京都)等の 計画等の整理によった。

6) 法令等による基準等

調査は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)、環境確保条例(平成 12 年条例第 215 条)の法令の整理によった。

(4) 調査結果

1) 原単位等の把握

24 都市ガス

ア. 燃料種別の原単位

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.0」(平成27年5月 環境省・経済産業省)による排出原単位は、表9.9-2に示すとおりである。

No 燃料の種類 単位発熱量 排出係数 原料炭 29.0 GJ/t 0.0245 tC/GJ 1 一般炭 2 25.7 GJ/t 0.0247 tC/GJ 無煙炭 3 26.9 GJ/t 0.0255 tC/GJ コークス 29.4 GJ/t 0.0294 tC/GJ 4 石油コークス 29.9 GJ/t 0.0254 tC/GJ 5 コールタール 6 37.3 GI/t 0.0209 tC/GJ 石油アスファルト 7 40.9 GJ/t 0.0208 tC/GJ コンデンセート (NGL) 8 35.3 GJ/k1 0.0184 tC/GJ 原油(コンデンセート(NGL)を除く。) 9 38.2 GJ/k1 0.0187 tC/GJ 10 ガソリン 34.6 GJ/kl 0.0183 tC/GJ ナフサ 0.0182 tC/GJ 33.6 GJ/kl 11 ジェット燃料油 12 36.7 GJ/kl 0.0183 tC/GJ 灯油 13 36.7 GJ/kl 0.0185 tC/GJ 軽油 0.0187 tC/GJ 14 37.7 GJ/kl 15 A重油 39.1 GJ/kl 0.0189 tC/GJ B・C重油 16 41.9 GJ/kl 0.0195 tC/GJ 50.8 <u>GJ/t</u> 0.0161 tC/GJ 液化石油ガス(LPG) 17 石油系炭化水素ガス 44.9 GJ/千 Nm³ 0.0142 tC/GJ 18 0.0135 tC/GJ 19 液化天然ガス (LNG) 54.6 GJ/t 20 天然ガス (液化天然ガス (LNG) を除く。) 43.5 GJ/ + Nm^3 0.0139 tC/GJ コークス炉ガス 21 21.1 GJ/千 Nm³ 0.0110 tC/GJ 22 高炉ガス 3.41 GJ/千 Nm³ 0.0263 tC/GJ 23 転炉ガス 8.41 GJ/千 Nm³ 0.0384 tC/GJ

表 9.9-2 燃料の種類、単位発熱量及び排出係数

44.8 GJ/千 Nm³

0.0136 tC/GJ

事業者名	ガスグループ	単位	H19∼
東京ガス	13A	GJ/千Nm³	45
青梅ガス	13A	GJ/千Nm³	43. 12
武陽ガス	13A	GJ/千Nm³	45
昭島ガス	13A	GJ/千Nm³	45

表 東京都内の都市ガス事業者の単位発熱量

また、間接排出として、「他人から供給された電気」「他人から供給された熱」について、電気事業者等、熱供給事業者等の別によらず一律に、第2計画期間は、次の標準値を用いることとしている。

区分	第2計画期間
他人から供給された電気の排出係数	0.489 t-CO ₂ /千 kWh
他人から供給された熱(蒸気・温水・冷水)の排出係数	0.060 t-CO ₂ /GJ

出典:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.0」(平成 27 年 5 月 環境省・経済産業省) 「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(平成 27 年 4 月 東京都環境局)

注1)「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」は「東京都地 球温暖化対策指針」で指定するガイドラインの一つである。

^{2)「}総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」では、表中の値は第2計画期間の排出係数として掲載されており、都市ガスの単位発熱量については、下表が別途掲載されている。

イ. 既存施設の原単位

既存施設である東京ビッグサイトにおける温室効果ガス排出量の状況及び原単位は、表 9.9-3に示すとおりである。

表 9.9-3 東京ビッグサイトにおける温室効果ガス排出量

	項	į 🗏	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
-	エネルギー起源CO ₂ 排出量		t-CO ₂	18, 860	16, 585	15, 401	16, 807	15, 885
		温水	t-CO ₂	1, 400	1, 436	1, 331	1,314	1, 239
	燃料 及び熱	冷水	t-CO ₂	4, 297	3, 226	3, 172	3, 627	3, 450
	20 Mil	上記以外	t-CO ₂	684	847	523	830	474
		電気	t-CO ₂	12, 479	11,077	10, 375	11,036	10,722
延床面積当たり エネルギー起源CO ₂ 年度 排出量		kg-CO ₂ /m²·年	81.7	71.8	66. 7	72.8	68.8	

- 注1) 平成26年度について、エネルギー起源 CO_2 排出量は(株)東京ビッグサイトへのヒヤリングに基づく速報値であり、延床面積当たりエネルギー起源 CO_2 年度排出量は、ヒヤリングに基づくエネルギー起源二酸化炭素排出量を、「2014年度 地球温暖化対策計画書」記載の「建物の延べ面積」(230,873.07 m^2) で割って算出した。
 - 2) 当該施設では、平成22年度に大規模改修が行われている。
 - 3) 四捨五入の関係で、表記上の計算が合わない場合がある。

出典:「2014年度 地球温暖化対策計画書」(東京都資料)

また、「建築物エネルギー消費量調査報告[第37報]」(平成27年4月 (一社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会)による建物用途別の原単位は、表9.9-4に示すとおりであり、文化施設では65.7kg- $C0_2/$ m 2 ・年となっている。

表 9.9-4 用途別二酸化炭素排出量原单位

建物用途	CO ₂ 排出量(kg-CO ₂ /m²・年)
事務所	73. 0
店舗・飲食店	132. 2
ホテル	130. 7
集会場	61. 5
文化施設	65. 7
スポーツ施設	190. 3
福祉施設	77.8
分類外施設	130.6

注)調査期間(平成25年4月~平成26年3月)|

出典:「建築物エネルギー消費量調査報告[第37報]」(平成27年4月 (一社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会)

2) 対策の実施状況

既存施設である東京ビッグサイトにおける温室効果ガス排出量の削減対策は、表9.9-5に示すとおりである。

表 9.9-5 東京ビッグサイトにおける温室効果ガス排出量の削減対策

対策の区分名称	対策の名称	実施時期
照明設備の運転管理	照明の適正化-低出力に変更-(西展示棟 1~4 ホール)	平成20年度
	照明の高効率化 (アトリウム入口)	
	804・805 会議室照明 LED 化	平成21年度
	誘導灯の LED 化(地下駐車場及び主催者事務室・商談室)	
	照明の高効率化(地下駐車場及び主催者事務室・商談室)	
	誘導灯・庭園灯の LED 化 (ダウンライトの全て)	平成 22~24
		年度
空気調和の管理	省エネ型 V ベルトの導入(消費電力削減)	平成26年度
換気設備の運転管理	駐車場換気設備 CO ₂ 制御での運転時間縮小(消費電力低減)	平成21年度
昇降機の運転管理	エスカレーターへの人感センサ導入	平成23年度
運転管理及び効率管理	空調機ファンのインバータ化(適正風量制御を行い消費電力削減)	平成24年度
熱搬送設備の運転管理	夏季のファンコイル系統への温水停止(ミキシングロス防止)	平成22年度
補機の運転管理	夏季の温水一次ポンプ全停止運用	平成23年度
	空調用ポンプのインバータ化(適正流量制御を行い消費電力削減)	平成24年度
	駐車場換気ファンのインバータ化(適正風量制御を行い消費電力削減)	
	空調機 CO ₂ 制御適用機器の拡大(外気負荷の低減)	
建物の省エネルギー	大型映像装置・表示装置 LED 化	平成20年度
新エネルギー	太陽集熱器の設置	平成8年度

注) (株)東京ビッグサイトへのヒヤリングに基づく

3) 地域内のエネルギー資源の状況

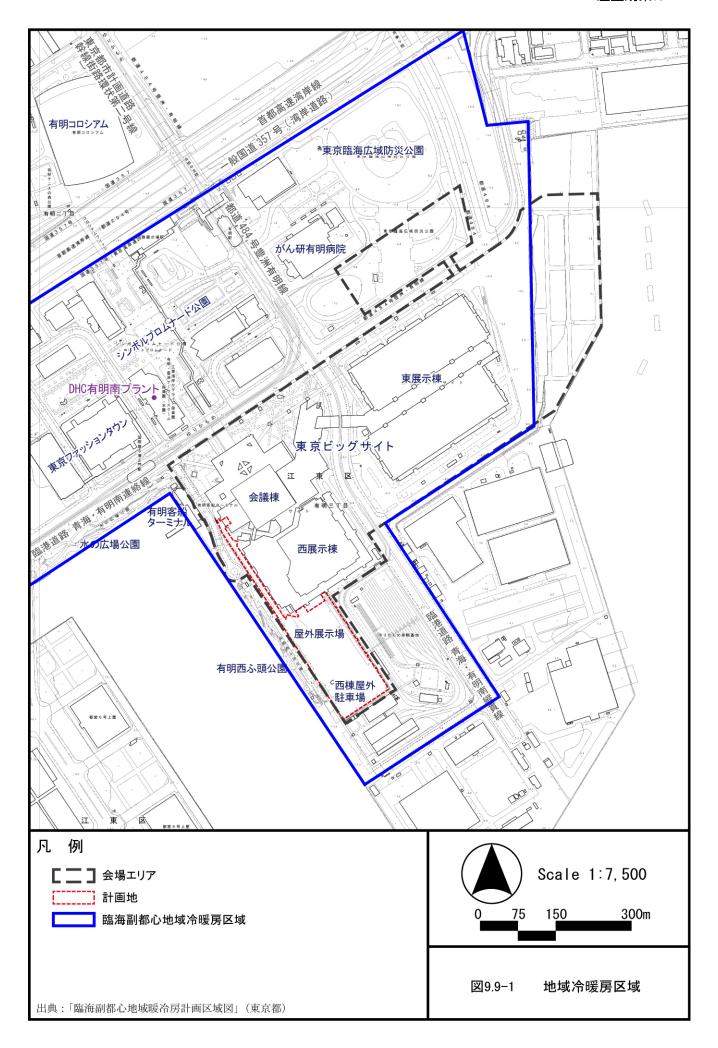
計画地周辺の地域冷暖房区域の設定状況は、表 9.9-6 及び図 9.9-1 に示すとおりであり、計画地は「臨海副都心地域冷暖房区域」に位置している。

なお、既存施設である東京ビッグサイトは、地域冷暖房の供給を受けている。

表 9.9-6 地域冷暖房区域の設定状況 (平成 25 年度)

エネルギー	-供給を行った 区域	エネルギー 供給対象 建築物	供給したエネルギー の種類及び量並びに 熱媒体の種類	エネルギー 供給 開始時期	熱供給 プラント の名称	使用したエネルギーの 種類及び実績
名称	所在地	総床面積	(供給能力)	M 20 60 291	022 <u>D</u> 193	
臨 海 副 都 心 地 域 冷 暖房区域	東京都 港区台場 江東区有明 江東区青梅	2,531,307.80m ²	冷水: 949,377.35MJ/h 蒸気: 590,238.00MJ/h	平成 7 年 10 月	台場 管理事務所 有明南 管理事務所 青梅南 管理事務所	電気:60,082,507.00kWh 都市ガス:451,386.00GJ 清掃工場ごみ焼却排熱: 246,066GJ

注)エネルギーの供給期間及び使用したエネルギーの期間は、いずれも平成25年4月1日から平成26年3月31日である。出典:「地域エネルギー供給実績報告書」(東京都)



4) 温室効果ガスを使用する設備機器等の状況

現在、計画地は、屋外展示場及び駐車場となっており、温室効果ガスを排出する設備機器等は確認されていない。

5) 東京都等の計画等の状況

温室効果ガスに関する東京都等の計画等は、表 9.9-7(1) \sim (4) に示すとおりである。

表 9.9-7(1) 温室効果ガスに関する計画等

	- 表 9. 9−/(1) 温至効果カスに関する計画寺	
関係計画等	目標・施策等	
エネルギー基本計画	○エネルギー政策の基本的視点 (3E+S)	
(平成 26 年 4 月	安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供	給 (Energy Security)
経済産業省)	を第一とし、経済効率性の向上 (Economic Efficiency) によ	こる低コストでのエネ
	ルギー供給を実現し、同時に、環境への適合(Environment)	を図るため、最大限
	の取組を行う。	
	○エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講	はずべき 施策
	1. 安定的な資源確保のための総合的な政策の推進	
	2. 徹底した省エネルギー社会の実現と、スマートで柔軟な	は消費活動の実現
	3. 再生可能エネルギーの導入加速	
	4. 原子力政策の再構築	
	5. 化石燃料の効率的・安定的な利用のための環境の整備	
	6. 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進	
	7. 国内エネルギー供給網の強靱化	
	8. 安定供給と地球温暖化対策に貢献する水素等の新たな二	こ次エネルギー構造へ
	の変革	
	9. 市場の統合を通じた総合エネルギー企業等の創出と、コ	ニネルギーを軸とした
	成長戦略の実現	
	10. 総合的なエネルギー国際協力の展開	
	○戦略的な技術開発の推進	
	○国民各層とのコミュニケーションとエネルギーに関する理	1解の深化
	1. エネルギーに関する国民各層の理解の増進	
	2. 双方向的なコミュニケーションの充実	
東京都建築物環境配慮指針	1. 特定建築物のエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用	、自然環境の保全及
(平成21年9月 東京都)	びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮事	耳項、取組状況の評価、
	省エネルギー性能基準に適合するための措置、再生可能エ	ニネルギー利用設備導
	入に係る措置の検討方法等について定める。	1 47 14 15 4 111 14
	2. 環境配慮措置の配慮事項	
	特定建築主は、特定建築物について、環境への配慮のため	の世置を護じる際け
	別表にある事項について配慮を行い、措置を定める。	◇川 巨で 時 しるがな、
	3.環境配慮措置の取組状況評価	
		* 株字母笠版の仕字
	特定建築主は、環境配慮措置についての取組状況について	
	用途又は住宅以外の用途の別に定める評価基準への適合が	
	る評価基準に対応する評価基準の段階ごとに次の表に定め	りるところにより配点
	を行い、取組・評価書を作成する。	五年光 の文
	評価基準の段階	評価基準への適
	切野 (標度、の可奏のとよの拼異)」で標底、の名世の	合に対する配点
	段階1(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減を図る上で必要なもの)	0 点
	段階2(環境への配慮のための措置として環境への負荷の	
		1 点
		2 点
	4. 大規模特定建築主は再生可能エネルギー利用設備の導入に	- 明-ナットション・
	5. 特別大規模特定建築主は省エネルギー性能基準の値に適合	」りるより疳直を再し
	るものとし、その内容を取組・評価書に記載する。	マポウェント・バ
	6. 特別大規模特定建築主はエネルギー有効利用計画書におり	
	一の使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保	よするよう講じた措置
	の内容を、取組・評価書に記載する。	
	7. 特定建築主は環境への配慮のための措置等の実施結果を示	
	取組・評価書を用いて作成し、工事完了届出書に添付する) _o
	8. 知事が、エネルギーの使用の合理化に関する性能の状況は	こついて報告を求める
	内容は、特別大規模特定建築主が行った建築設備の運転及	及び制御の方法の調整
	の状況並びにその結果として把握されたエネルギーの使用	月の状況とする。

表 9.9-7(2) 温室効果ガスに関する計画等

	衣 9.9-7(2) 温至効果ガスに関する計画等 		
関係計画等	目標・施策等		
東京都建築物環境計画書	・東京都建築物環境配慮指針、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・		
制度	規則を根拠とした制度。		
(平成14年6月 東京都)	・対象建築物		
	計画書提出義務:大規模特定建築物(5,000m²超)		
	特別大規模特定建築物(10,000 m²超)		
	計画書任意提出:特定建築物(2,000 m²以上)		
	・制度の特徴		
	1 建築物における幅広い環境分野を対象とした制度		
	2 建築主自身が環境配慮の取組を配慮指針に基づいて評価する制度		
	計画書を都が公表することにより 建築物の環境配慮の状況を広く明		
	3 らかにする制度		
	4 積極的な環境配慮の取組を行った場合、そのレベルが明示される制度		
	計画時の「建築物環境計画書」だけでなく工事完了時においても、実		
	5 際にどのように建築物の環境への配慮のための取組が行われたかを明		
	確にすることを求めた制度		
	(
	6 な取組を促す制度		
	な収組で戻り間及		
	・2010 年以際の制度設化項目		
	- 2010 年以降の制度強化項目 建築物環境計画書制度の対象拡大【2010 年 10 月より実施】		
	1 ・現行延床面積 1 万 m ² から 5 千 m ² 超へ引き下げ		
	・延床面積2千㎡以上5千㎡以下は任意提出が可能		
	2 マンション環境性能表示義務の対象拡大		
	・分譲マンションに加え、賃貸マンションにも表示義務		
	再生可能エネルギー利用設備の導入検討義務		
	3 ・太陽エネルギー、地中熱、バイオマス等が対象		
	・太陽エネルギーについては、導入検討内容について提出を義務		
	省エネルギー性能評価書制度の新設		
	・賃貸等の取引時に建築主が省エネルギー性能評価書を交付		
	4 ・PAL と ERR を各々 5 段階で表示、採用した省エネ設備も表示		
	・延床面積1万㎡超が対象。ただし、住宅、倉庫、工場、駐車場等の		
	用途は対象外		
	省エネルギー性能基準の設定と義務化		
	・次の両方の基準に適合するよう措置を講ずること(延床面積 1 万 m ²		
	超の特別大規模特定建築物(非住宅)が対象)		
	①PAL*の低減率が、住宅、工場等を除く用途のいずれかの延べ面積が		
	° 2,000 m²以上である場合、非住宅用途の部分全体で 0 以上であるこ		
	٤.		
	②ERR が、住宅を除く用途のいずれかの延べ面積が 2,000 m ² 以上であ		
	る場合、建物全体で 0 以上であること。		
	省エネルギー性能目標値の確保		
	6 ・特定開発事業においては、エネルギー有効利用計画で設定した性能		
	目標値以上を確保するよう措置を講ずる		
東京都地球温暖化対策指針	・温室効果ガス排出事業者が取り組むべき地球温暖化の対策の推進体制の整備、		
(平成 26 年 4 月 東京都)	温室効果ガス排出量の把握、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策報告書		
	等を作成するための方法等について定めている。		
	・事業者は、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の把握及びその		
	削減等のための措置を継続的に実施するよう努めなければならない。		
	・事業者は、他の事業者が取り組む当該他の事業者自らの事業活動に伴い排出さ		
	れる温室効果ガスの量の把握及びその削減等のための措置の実施に対し、必要		
	な協力を行うよう努めなければならない。		
	・事業者は、東京都が実施する温室効果ガスの排出削減のための施策について把		
	握及び理解に努め、効果的に施策が実施されるよう協力しなければならない。		

表 9.9-7(3) 温室効果ガスに関する計画等

	- 表 9. 9−/(3) - 温至効果カ人に関する計画寺
関係計画等	目標・施策等
東京都気候変動対策方針	「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」(東京の温室効果ガス排出量を、2020
(平成19年6月 東京都)	年までに 2000 年から 25%削減)を目標とする基本方針。
	<実現のための方針>
	1. 企業の CO, 削減を推進: 大規模排出事業所には削減義務と排出量取引制度の導
	入、中小企業の省エネ対策等を「環境 CBO」等の導入で推進、金融機関に対し
	環境投融資の拡大と投資実績の公開を要請、「グリーン電力購入」の推進、大気
	汚染対策と連携した取組
	2. 家庭の CO。削減を本格化:「白熱球の一掃作戦」、太陽熱市場の再生、住宅の省
	エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の普及促進
	3. 都市づくりでの CO ₂ 削減をルール化:世界トップクラスの建物省エネ仕様を策
	定し都の施設へ全面適用、大規模新築建築物等に対する省エネ性能の義務化、
	大規模新築建築物等に対する「省エネルギー性能証書(仮称)」の導入、地域に
	おけるエネルギーの有効利用や再生可能エネルギー利用の推進
	4. 自動車交通での CO ₂ 削減を加速: 低燃費車普及推進、環境自動車燃料導入促進、
	エコドライブ等の支援、公共交通を生かした交通量対策
	5. 各部門の取組を支える、都独自の仕組みを構築: CO ₂ 排出量取引制度の導入、中
	小企業・家庭の省エネ努力を促進・支援する制度の構築、「省エネルギー促進税
	制」の導入を免税・課税の両面で検討
総量削減義務と排出量取引	・対象となる事業所:前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間合計
制度	1,500kL 以上となった事業所
(平成20年7月 東京都)	·削減計画期間:5年間 第1計画期間:2010~2014年度/第2計画期間:2015~
(1 /3/2 20 1 / 3/3 / 3/6/3/14/7)	2019 年度 以後、5年度ごとの期間
	・基準排出量: 2002 年度から 2007 年度までの間のいずれか連続する3か年度の
	排出量の平均値
	・削減義務率:第1計画期間:8%又は6%の削減義務/第2計画期間:17%又
	は15%の削減義務。優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)に
	ついて、「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、「知事
	が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義
	務率を 1/2 又は 3/4 に緩和
	・排出量取引(都基準によりクレジット化した排出量を取引で取得):超過削減量、
	都内中小クレジット、再エネクレジット、 都外クレジット、埼玉連携クレジッ
	\
	・事業所の推進体制:指定地球温暖化対策事業所では、事業所ごとに、統括管理
	者・技術管理者を選任しなければならない。
	・地球温暖化対策計画書の提出と公表:制度対象となる大規模事業所は、毎年、
	削減目標、目標を達成するための措置の計画及び実施状況、特定温室効果ガス
	の年度排出量、その他ガスの年度排出量を記載した地球温暖化対策計画書を作
	成し、知事に提出する。また公表しなければならない。
	・テナントビルへの対応:事業所の所有者を義務対象の基本としつつ、全てのテ
	ナント事業者に、事業所の所有者の削減対策に協力する義務があり、特定テナ
	ント等事業者(総量削減義務の対象事業所内のテナントであって、床面積
	5,000m ² 以上を使用している事業者、床面積に関わらず、前年度1年間の電気使
	5,000m以上を使用している事業有、休面積に関わらり、前午及1年間の电気使用量が600万kWh以上の事業者)には、テナント事業者独自の対策に関する計
	画書を作成・提出し、その計画に基づき対策を推進する義務がある。
	・検証を要するもの:本制度対象事業所は、基準排出量の申請(当初のみ)、排出
	量の報告(毎年度)、トップレベル事業所の認定申請、その他ガスの削減量の認
	定。その他の事業所は、排出量取引に利用する削減量や再生可能エネルギー環
	境価値の認定。
地球温暖化対策報告書制度	・燃料・熱・電気使用量の原油換算量が 1,500kL/年未満の中小規模事業所を対象
(平成 20 年 7 月 東京都)	に、CO ₂ 排出量を把握し、抑制対策の実施を推進する。
	・同一事業者が都内に複数の事業所を置いており、合計の原油換算エネルギー使
	用量の合計が 3,000 kL /年以上になる場合、各事業所の原油換算エネルギー使
	用量が 30 kL/年以上 1,500 kL/年未満でも、事業者に報告書とりまとめと報告
	の義務が課せられる。
	・フランチャイズ(連鎖化)事業者の場合、一定の要件に当てはまる場合は対象
	となる。
	- こなる。 ・義務提出となる事業所等以外の都内の全ての中小規模事業所についても、自主
	的に報告書の提出ができる。

表 9.9-7(4) 温室効果ガスに関する計画等

関係計画等	目標・施策等
地域におけるエネルギーの 有効利用に関する制度 (平成22年1月 東京都)	・特定開発事業(1 区域において、すべての建築物の延床面積の合計が 50,000m²以上の開発事業)、において低 CO2型都市づくりを推進するために、計画の早い段階から未利用エネルギー・再生可能エネルギー・地域冷暖房に関する検討を実施し、計画段階で省エネルギー性能の目標値を設定・確認するなど、エネルギー供給に関する関係者の義務を明確化するもの。 ・事業者の義務 ①エネルギー有効利用計画書の提出・公表 ②地域エネルギー供給計画書の提出・公表(地域冷暖房を導入する場合) ③地域エネルギー供給実績報告書の提出・公表 ④熱供給受入検討報告書の提出(地域冷暖房区域内で、住宅以外延床面積10,000m²以上、又は住宅延床面積20,000m²以上) ⑤その他の協力義務

6) 法令等の基準等

温室効果ガスに関する法令等については、表 9.9-8(1)~(3)に示すとおりである。

表 9.9-8(1) 温室効果ガスに関する法令等

法令・条例等	責務等
地球温暖化対策の推進に	(目的)
関する法律	第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすもので
(平成 10 年法律第 117 号)	あり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において
	大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共
	通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重
	要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定する
	とともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促
	進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もっ
	て現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の
	福祉に貢献することを目的とする。
	(事業者の責務)
	第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための
	措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を
	講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの
	排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

表 9.9-8(2) 温室効果ガスに関する法令等

法令・条例等	責務等
地球温暖化対策の推進に	(温室効果ガス算定排出量の報告)
関する法律	第二十一条の二 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この
(平成 10 年法律第 117 号)	条において同じ。)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令
<続き>	で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、主務省令で定めると
\n\u00e4\u00	ころにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、
	主務省令で定める事項(当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設
	置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省
	令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める
	事項)を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」と
	いう。)に報告しなければならない。
	2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、
	商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関す
	る指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項
	において「加盟者」という。)が設置している事業所における温室効果ガスの排
	出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下こ
	の項において「連鎖化事業」という。)を行う者(以下この項において「連鎖化
	事業者」という。)については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係
	るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなし
	て、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置してい
	る場合」とあるのは、「事業所を設置している場合(次項に規定する加盟者が同
	項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。)」とす
	る。
	3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ご
	とに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める
	方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて
	得た量をいう。
	(事業者の事業活動に関する計画等)
	第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるとこ
	ろに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための
	措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に
	関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。
	2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定める
	ところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状
	況を公表するように努めなければならない。
特定製品に係るフロン類の	(目的)
回収及び破壊の実施の確保	第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化(地
等に関する法律	球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号) 第二条第一項 に
(平成 13 年法律第 64 号)	規定する地球温暖化をいう。以下同じ。)の防止に積極的に取り組むことが重要
	であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもた
	らすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回
	収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、
	特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措
	置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与す
	るとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
	(事業者の青務)
	(事業年の負務) 第四条 事業者は、前条第一項の指針に従い、特定製品が整備され、又は廃棄さ
	第四宋
	収され、及び破壊されるために必要な措置その他特定製品に使用されているフ
	ロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。

表 9.9-8(3) 温室効果ガスに関する法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都 条例第215号)

法令 • 条例等

責務等

(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置 を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定め ること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で

必要な環境を確保することを目的とする。

(事業者の責務)

- 第四条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の 防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及 び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
- 2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、第1号の量及び第2号の量を加え、第3号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六条 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、第6号の量については、第5条の11第4項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第5条の8第2項の規定により検証の結果が既に提出されているときは、同号の量について検証の結果を添えることは要しない。

(地球温暖化対策計画の公表)

第八条 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書を提出したときは、 規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。 (建築主の責務)

第十八条 建築物の新築等をしようとする者(以下「建築主」という。)は、当該 建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。)に係るエネルギーの使用の合 理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和及び再 生可能エネルギーの利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努 めなければならない。

(配慮指針に基づく環境配慮の措置)

第二十条 規則で定める規模を超える特定建築物(以下「大規模特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「大規模特定建築主」という。)は、当該 大規模特定建築物及びその敷地(以下「大規模特定建築物等」という。)につい て、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならな い。

(省エネルギー性能基準の順守)

第二十条の三 規則で定める規模を超える大規模特定建築物(以下「特別大規模特定建築物」という。)の新築等をしようとする大規模特定建築主(以下「特別大規模特定建築主」という。)は、配慮指針で定めるところにより、当該特別大規模特定建築物(規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。)について、規則で定める省エネルギー性能基準の値に適合するよう措置を講じなければならない。

(建築物環境計画書の作成等)

第二十一条 大規模特定建築主は、規則で定めるところにより、大規模特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知の前であって規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

9.9.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、温室効果ガスの排出量及びその削減の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設、改修又は撤去の工事、会場運営、観客等の宿泊又は移動、競技の実施、温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換、移設又は廃棄等で温室効果ガスの排出及び削減が生じると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催後とした。

なお、大会開催後の温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換、移設又は廃棄等については、 現時点において各設備の諸元が未確定のため、予測から除外し、別途地球温暖化対策の推進に関 する法律に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」等に従い、必要な報告等を行 う。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測は、事業計画の参照による方法によった。

(5) 予測結果

東京ビッグサイトは、表 9.9-9 に示すとおり、新たに太陽光発電設備を設置することにより、温室効果ガス排出量の削減対策を導入する計画としており、温室効果ガスは約 $370t-C0_2/$ 年の削減ができるものと予測する。

施設の持続的稼働に伴う温室効果ガス排出量は、再生可能エネルギーの利用による削減量を見込むと、表 9.9-10 に示すとおり、約 4,430t- CO_2 /年となり、床面積当たりの温室効果ガス排出量は、約 64.6kg- CO_2 /m²と予測する。

衣 9.9-9 他設寺の特然的修御に作り流至効果カ人の削減の栓	9 施設等の持続的稼働に伴う温室効果ガスの削	減の程度
---------------------------------	------------------------	------

項目	発電量(kWh/年)	温室効果ガスの削減量 (t-CO ₂ /年)	概要
	約 700 000	約 370	・設置容量:700kW(定格出力)
			・設置:展示室屋根部分
太陽光発電 約 700,000			・系統連系を図り、館内の電力と
	※3.270	して活用。	
			・発電電力量は中央監視設備にて
			記録。

注1)発電量の算出計算式は、以下のとおりである。

発電量 (kWh/年) =設置容量 (kW) ×1kW 当たり発電量 (kWh/年・kW)

1kW 当たり発電量:1,000 (平成27年8月13日参照 太陽光発電所ネットワーク)

http://www.greenenergy.jp/faq/answer1.htm#Q6

2) 温室効果ガスの削減量の算出計算式は、以下のとおりである。

温室効果ガスの削減量 (t-CO₂/年) =発電量 (kWh/年) ×排出係数 (t-CO₂/kWh)

排出係数: 0.000531 (東京電力株式会社の平成25年度の実排出係数)

表 9.9-10 施設等の持続的稼働に伴う温室効果ガス排出量(増築部分)

区分	延床面積 (m²) a	単位面積当たり排出量 (kg-CO ₂ /m²・年) b	予測結果 (t-CO ₂ /年) a×b
無対策時	68, 500	70. 0	約 4,800
対策による削減量	_	_	約 370
対策導入後	68, 500	約 64.6	約 4, 430

注 1) 単位面積当たり排出量は、既存施設の大規模改修後の 4 か年平均(平成 23~26 年度)のエネルギー起源 $\rm CO_2$ 排出量を使用した。

²⁾ 既存施設は地域エネルギー供給を受けているため、表中の無対策時の単位面積当たり 排出量は、地域エネルギー供給を受けた状況での値である。また、既存施設では太陽集 熱器が設置されているが、実績データはなく、計算上で17t-CO₂/年程度の削減量である ため、単位面積当たり排出量の算出においては考慮しなかった。

9.9.3 ミティゲーション

- (1) 予測に反映した措置
 - ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検 討し、太陽光発電設備の導入を予定する。
 - ・東京ビッグサイトは、臨海副都心地域冷暖房区域に位置するため、地域冷暖房の供給を受ける計画である。

(2) 予測に反映しなかった措置

・東京ビッグサイトについては、設備設置において、表 9.9-11 に示す恒常的なエネルギー対策を検討する計画とする。

表 9.9-11 設備計画方針(東京ビッグサイト)

	1	
項目	区分	内 容
照明	設備	・照明器具は原則として LED 照明とする。
	制御	・照明は各室における個別点滅及び増築棟防災センター、会議棟防災センターからの遠隔
		点滅及びスケジュール点滅を原則とする。照明制御盤を設け既存照明制御設備に接続し
		制御する。
		・在不在制御(人感センサー制御): 便所、給湯室、ごみ庫等
		減光制御:階段室等
		・タイムスケジュール制御:外灯、共用部等
		• 初期照度補正制御:各所
		・昼光利用制御:コンコース、連絡通路等外光が入る共用部分
		・展示ホール内照明制御:照明器具1台1台個々に点滅可能とする。個別の点滅制御は
		防災センター制御端末より行う。又主催者事務室にリモコンスイッチを設け、展示ホー
		ル内照明の点滅を可能とする。又調光による照度変更も可能とする。
空調	方式	<展示ホール>
		・室内の人の混雑状況や機器発熱等の表面温度情報を赤外線アレイセンサーで温熱・位置
		情報をキャッチし、きめ細かく空調制御(温度及び外気導入量制御)を行える単一ダク
		ト方式とする。展示の運営に支障なく、エネルギー消費が少ない壁吹出し方式を採用す
		る。来館者が多く、室内潜熱負荷が高く、外気導入量も多く必要となるので、デシカン
		ト空調機を設置する。
		<連絡通路及びコンコース>
		・スポット的に快適性(気流及び低湿度)が得られる体感重視の空調方式:クールスポッ
		ト空調を採用する。クールスポット・通路エリアの設置は約18m毎に設定する。
		・空調方式は、ペリメータ処理にファンコイルユニットを、インテリア負荷に空気調和機
		により対応する。気流・低湿度による快適性確保に関しては、ともに赤外線アレイセン
		サーにより VAV 風量及び外気導入量制御を行い、省エネを図る。クールスポット空調に
		はデシカント空調機を設置する。また、クールスポットエリア内は冷水・温水利用の床
		輻射冷暖房を設置し、効率よく快適性の向上を図る。
		くその他の諸室> - 2.0 (h) 対点 (東京中央 女教内(教))を開していた (周月1月27日 佐田(教) を行う ストラファート
		・その他諸室(事務室・商談室等)に関しては、個別に温度調節を行えるようにファンコ
	Hall/Am	イル+外調機方式とする。使用していない部屋に関してはCAVにより ONOFF 制御を行う。
	制御	・1階防災センターに増築棟用の中央監視装置を設置し、負荷に応じた機器の台数制御、
		各機器等の温度制御、容量制御、運転制御、計測等、各種の制御を行うこととする。主
		要機器の運転監視ポイントは会議棟の施設全体の中央監視装置に移送する。
		・エネルギー管理、維持管理を容易に行うために BEMS (ビルディング・エネルギー・マ
		ネージメント・システム)を導入して、効率的な省エネルギー運用等の支援を行えるよ
		うにする。 スは、展示ホール南西側の建物内の隙、4階に位置する空間を示す。

注) コンコースは、展示ホール南西側の建物内2階、4階に位置する空間を示す。

- ・コンコースでは、西日制御対策として、ひさしや「Low-E(低反射)ガラス」等を採用する。
- ・コンコースでは、自然通風を積極的に採用する。
- ・設備を更新する場合には、より高効率な機器の採用を検討する。
- ・建設機械の稼働にあたっては、アイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転 を徹底する他、極力、低燃費の建設機械を使用する等の配慮も行う計画である。

9.9.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、既存施設の温室効果ガス排出量とした。

(2) 評価の結果

東京ビッグサイトにおける持続的稼働に伴う床面積当たりの温室効果ガス排出量は、約64.6kg- CO_2/m^2 と考えられ、既存施設調査において確認された床面積当たりの温室効果ガス排出量 (70.0kg- CO_2/m^2) に対して約8%の削減率となる。

また、予測に反映した対策以外にも、自然通風や西日制御対策を考慮したデザイン、電気機器の制御設備の設置等により、効率的利用を行う計画である。

以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の 指標は満足するものと考える。